測量において得られた成果の活用を一層促進するため、地図等の基本測量の 測量成果を電磁的方法により提供する制度の創設、測量成果の複製又は使用 に係る規制の合理化等の措置を講ずる。

背景

- ・規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(下記ア~ウ)
- ・昭和24年の法制定時以降の社会情勢の変化に応じた所要の見直しの必要

国が保有する地図等のインターネットによる提供 (ア デジタル地図の広範な利用の促進)

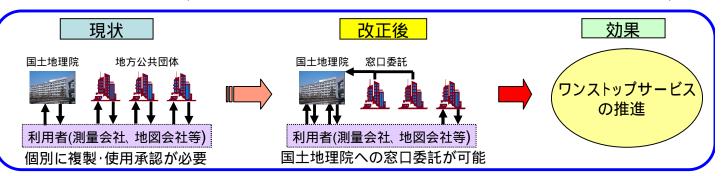


測量成果の複製承認に係る規制の合理化 (イ 複製承認等の手続の簡素化)



<u>測量成果のインターネット上でのワンストップサービス</u>

(ウ 測量成果のインターネット上でのワンストップサービスを早期に実施)



その他

・基本測量、公共測量において永久標識を設置した場合のインターネット等による公表等